令和６年度　山口市安心快適住まいる助成事業「助成対象工事一覧表」

助成対象工事の例（※１）	
１．外部工事	
屋根・外壁・軒天の防水対策等を含む改修や塗装・コーキング	住宅と同一棟の車庫や物置等の改修・増築
雨樋の取替・改修	併用住宅のうち、住居部分に係る改修・増築
サッシ・雨戸・電動シャッターの設置・取替	スロープの改修や設置工事（※２）
玄関フード・サンルームの増築	ウッドデッキ・パーゴラの設置、 バルコニーの増築・改修
２．内部工事	
床・壁・天井材の張替・改修（断熱性能を高める工事を含む）	間取り等の変更に伴う壁等の改修
ドア・ふすま・障子等の建具や畳の取替・張替	床・建具等のバリアフリー化、手すりの設置
ガラス・網戸の設置・交換	スイッチ・コンセント・配線等の電気工事
カウンター・棚の設置・改修	基礎、柱、梁、床面、壁の耐震補強工事
３．設備工事	
浴室・ユニットバス・トイレ・洗面の設置・改修	エコキュート等の高効率給湯システムの設置
システムキッチンの設置（※３）	換気扇・換気空清機ロスナイの設置
給排水衛生設備工事	床下換気扇の設置
ガス給湯器・電気温水器・ボイラー等の設置	床暖房設備工事・ペレットストーブの設置
４．再生可能エネルギー設備導入に係る工事	
太陽熱利用機器の設置	
５．既存住宅の増改築工事	
住宅の増改築	
６．防犯対策関連工事	
門・塀・柵・垣根の改修や設置工事（※４）	砂利敷き（※４）

※１　助成対象者が主に居住する建物に係る工事に限ります。この表に掲示のない工事については、個別に審査し決定します。

※２　段差を解消するものが対象となります。

※３　システムキッチンに組み込みの調理機器等（食器洗浄機を含む）の設置・取替も対象となります。

※４　住宅の安全・防犯対策に資するものが対象となります。

助成対象とならない工事の例	
住宅の新築	併用住宅のうち、店舗部分に係る改修、増築
太陽光発電装置、蓄電システムの設置	駐車場・庭の整備
玄関アプローチの設置・改修（※１）	カーポートの設置・改修、
撤去・解体費用（※２）	シロアリのリフォームを伴わない防除作業（※２）、散布等
電気製品・備品（エアコン、テレビ、照明器具、家具、火災報知器、防犯カメラ等）の購入費用	廃材処分費

※１　但し、段差を解消する為のものは対象となります。

※２　リフォーム工事を伴う撤去・解体費用・シロアリの駆除、その後の防除は対象となります。

【注意】人件費の割合が工事代金の大半を占める場合は、人件費全額を対象外とする場合があります。